

○井原市文化芸術部門発表会等出場者激励金交付基準

(趣旨)

第1条 井原市文化・スポーツ振興協会（以下「協会」という。）が文化芸術部門発表会等に出場する者又は、各種大会において賞を受けた者に対して激励金を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文化芸術部門 文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条までに規定する文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術、伝統芸能、講談、落語、浪曲、漫談、歌唱、生活文化、国民文化、国民娯楽その他協会が適当と認める部門とする。

(2) 交付対象大会 別表に掲げる大会の他、文部科学省、文化庁、都道府県及び都道府県教育委員会等が主催し、又は後援する文化芸術部門の中国大会規模以上の大会をいう。

(激励金の交付対象者)

第3条 激励金の交付対象者は、岡山県大会、中国大会等の予選会又は選考会を経て、本市を代表して交付対象大会に出場することを認められた者及び岡山県等の推薦を受けて交付対象大会に出場する者及び各種大会において優秀な成績により賞を受けた者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 井原市に居住する者

(2) 井原市に勤務又は通学する者

(3) 井原市内に活動の本拠地を有する団体

(4) 井原市出身の中高校生で、保護者が井原市に住所を有している者のうち、岡山県の代表として中国大会に出場する者、全国大会又は国際大会に出場する者

(全国大会以上の出場には、岡山県代表の条件は不要)

2 団体における激励金交付対象者は、大会要項に定められている員数以内とする。

3 交付対象者のうち、補助基準に基づき井原市から交付される補助対象者には交付しない。

(激励金の金額)

第4条 激励金は、次に定める金額を上限とし、協会が決定する額とする。

(1) 国際大会に出場する者又は、これに類する大会において賞を受けた者 10,000円

(2) 全国大会、西日本及び中国大会規模の大会に出場する者又は、これに類する大会において賞を受けた者 5,000円

2 団体においては、前項に定める金額に人数を乗じた額とする。ただし、上限を50,000円とする。

(激励金の交付申請等)

第5条 激励金の交付を受けようとするものは、次の表に掲げる書類を添えて、井原市教育委員会へ提出するものとする。

区分	添付書類	提出時期
大会に予選会等を経て出場するもの	大会の実施要項等及び予選会等の結果報告書又は大会出場決定通知書	大会の出場決定後速やかに
大会に予選会等を経ないで出場し、上位入賞したもの	大会の実施要項等、入賞者、入賞人数その他の事項が記載されることにより上位入賞したことが分かる書類	受賞決定後速やかに

2 協会は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、激励金を交付するものとする。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。